

# 第13回定時代議員総会 吉備の国岡山で 全青税の輪さらに拡まる 会長に辻 健 君を選任

全国青年税理士連盟第十三回定時代議員総会は、七月二十五日、二十六日、二十七日の三日間に亘り、「吉備の国」岡山の岡山国際ホテルに於いて、全国から四百二十余名（過去最高の参加者）が集い盛大に挙行された。

二十五日の前夜祭には、繩山篤参議院議員を迎えて、地元の女子大生バンドの演奏もあり、なごやかで楽しい雰囲気の中で飲み、かつ語りあった。

翌二十六日は、三分科会によるシンポジウムが行なわれ、活発で有意義な討論等充実した内容であった。引き続きシンポジウムの総括報告がなされ、次にメインの代議員総会が開催された。活発な質疑応答、建設的な意見等の発表があつた後、第八号議案の大会宣言に一項目追加した外は原案通り可決された。

又、来賓に各党国会議員を始め地元、業界の代表等を迎えた会裡のうちに辻健君を新会長に選任し、新たな税理士法改正運動並びに急速に浮上して来た商法改正問題に迅速、適切に対処する等の決意を固め、新出発を期した。

総会終了後、懇親会が行なわれ、各地の青税の有志代表による演芸大会で、激動の一年の健闘をたたえるべく、演ずる者、見る者一体となって岡山の夜を楽しんだ。

二十七日は、倉敷コースの観光等が行なわれ、来年の東京大会での再会を約して、三日間の大会を終了した。



全国青年税理士連盟  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11  
連盟本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(354)41162  
人 健  
会 発行社 人 橋 則 雄  
編集部長 広報部長

## 全国青年税理士連盟第13回定時代議員総会



## 景 風 大 会

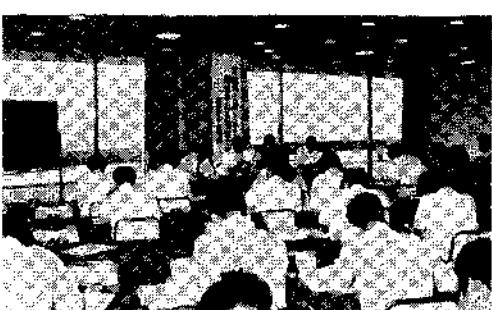
総会代議員席

江来賀あいさつ  
田五月参議院議員

全国青年税理士連盟第13回定期大会



なごやかな懇親会



歌う〇〇青税有志



全青税旗、岡山から東京へ



第一分科会・国民からの期待

第二分科会・関与先からの期待

第三分科会・事務所職員からの期待

## 大 会 宣 言

全国青年税理士連盟は、第十三回定期代議員総会の名において、次の通り宣言する。

1 国民のための税理士制度の確立をめざし、「税理士法改正に關する基本要綱」の精神にそつて新たな税理士法改正運動を開しよう。

2 中小会社の劫捨でと、税理士の職域を侵害する商法改悪に反対しよう。

3 国民生活および中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす一般消費税等の創設に反対しよう。

4 国税幹部職員の不当な天下りを監視しよう。

5 日税連、日税政の会務運営を民主化させよう。

6 税理士の権利をまもり、地位を高める訴訟を全面的に支援しよう。

以上の目的を達成するため、われわれ全国青年税理士連盟はさらに活発な日常活動を行い組織を大し強化しよう。

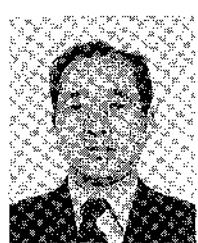
昭和五五年七月二六日



# 日税連の民主化に 努力しよう

会長辻 健

健



第十三回代議員総会岡山大会において、会長に選任され、その責任の重大さを痛感しています。

各税理士会は、税理士取締強化立法として成立した改正税理士法の、本年十月の施行前に政令・省令の発表をまたに、税理士会会則、税務署単位ごとの支部規則の制定をおこなっています。

税理士法、税理士会会則――

――支部規則に貫して流れてい

る、税理士の取締、小規模事業者への援助義務など、税務行政に忠実なる税理士、業界の下請化が一層明確にされました。

全国の税理士から「こんなはずではなかつた」という声がまきおこってきたのも当然であります。

会員のための税理士会、支部であるべきものが、税務行政、税務署のために存在しているようでは、納税者の為の税理士業界への期待は失われてしまいます。

強制加入である税理士会、支部そして上部団体である日税連が、納税者の権利を擁護し、税理士の

権益を推進するための、税理士制度発展への諸施策をおこなっています。これは、困難な状況にあると思われるのです。

これからは、これらの会員からの期待を実現、推進するには、任意団体である全国青税連などの役割がますます重要になってくるのである。

## 日税連特定幹部

### 自から責任を

特 A、A・B・C……などとランク分けした日本税理士政治連盟の政治献金問題は、世論のごうごうたる非難を浴び、マスコミでは、「税政連」の用語が献金問題の代名詞のようにつかわれ、我が税理士業界の信用失墜は、計り知れないものがありました。

この税政連による政治献金は、日税連あるいは日税政が、資金の調達方法、政治献金のランク付けなどを、正副会長会、常務理事会会で、手続を経て決めてきたもので、あるいは税理士会などの正式な機関

ある。

その政治献金のあり方が、検察庁より、「起訴猶予」という灰色決着されたことは、日税連の特定幹部達の社会的、道徳的責任は重大であるはずである。

幹部達は、開き直って、その椅子にもかかわらず、日税連の特定幹部達は、開き直って、その椅子にしがみついて居すわっていることは問題である。

一方日税連、日税政を組織している各税理士会の執行部にいる多くの役員の人々が、日税連の特定幹部達の社会的、道徳的責任を追及せざるを得ない。

全国青税連は、日税連の特定幹部達が自から辞任しなくてはならないよう、民主的税理士業界に

するよう努力していくなければならない。

全国青税連は、日税連の特定幹部達の社会的、道徳的責任を追及せざるを得ない。

次に通常国会に上程が予想される「商法改正」にどう対処していくか、日税連、日税政の対応を注視していかなければならぬ。

一会员の業務上の問題点が、全國会員の絶大なる協力をせんとする問題であれば、これに積極的な協力と問題点の解明に努力していくべきです。

### 全会員の協力を

税理士の良心として、この業界をこよなく愛する我々は、業界の発展すなわち税理士制度の発展と税理士業務の改善、進歩に一層積極的に努力していかなければなりません。

この一年間一生懸命がんばっていきたいと存じます。

全国会員の絶大なる協力をせんとする意願を表明します。

このことは、それぞれの組織が

私共全国青税連は、日税連、税理士会の基本方針であった歴史的

国民からの協力・協調がなければ組織の維持・発展が困難であるばかりでなく、その組織を構成する人々の統一と強力な団結にも重要な役割を担うものであるからである。

我が税理士業界には、税務行政から強い監督を受けている。業界の自主的進歩が閉ざされているのである。

この結果業界には、自治洗浄能力が欠落しており、現代社会よりもかかわらず、日税連の特定幹部達は、開き直って、その椅子にしがみついて居すわっていることは問題である。

まことに憂うべき状態で残念でならない。

後進しているのである。

我が税理士業界には、税務行政から強い監督を受けている。業界の自主的進歩が閉ざされているのである。

我が税理士業界には、税務行政



# 新 部 長 あ い

## 青 稅 の 輪 を 広 げ

### 財 政 基 盤 の 確 立 を

経理部長 小沢 岳彦



### 全 青 稅 の 紛 と し て

総務部長 川崎 義治

税理士法改正は、我々の願望と

は程遠いもので改正され、現在各

単位税理士会等で会則等の改正作

業が急ピッチで進められている。

しかし、この新税理士法に基づく

会則等が我々税理士会員を取締る

ための改正であつてはならない。

あくまでも会員を保護し擁護する

会則の改正であるよう全青税を上

げて注意し努力しなければならな

い。又商法改正問題が大きくなり

アッサリされているが、この問題は単に税理士会側と会計士会側の職域の問題として捕えるのではなく、中小企業の切捨てに繋がる問題として真剣に迅速に対応して行かなければならぬ。

全青税の活動は、全般的に精力的でハードスケジュールに富んで

いる。

皆様の御協力を得て一生懸命頑張るつもりです。本年度総務部は、例年の事務的作業や各種連絡事務はもとより、新しく会則等審議委員会を設け全青税の会則等の見直しをやり、現状にあつた会則にしたい。それと各単位税理士会の名簿に入手し組織拡大の一助にした

い。又各部、各単位青税と連絡を密にして、全青税の幹役として、よ

り一層の努力を以て全青税の組織を強固にするよう努めますのでよろしくご協力の程お願い致します。

和歌山では、理由開示をめぐる問題で訴訟がおきており、私たちも支援していく必要があります。

大会宣言でもあきらかなように

問題は山積しています。

私たち青年税理士は、終生の仕事として「税理士」の職業を選びました。

組織部長の大役をお受けしまし

たが、全国的な組織問題はどうと

らえたらしいのか、未だ考えが明確になりません。組織の拡大は、強い連帯意識が育つて、はじめて成るものであることを思うとき、この連帯意識を、共通の目的意識と、人的交流によって醸成したいと考えます。その基本となるPR

活動や、地域間の人間関係を今一

このような状況の中で総務部長を仰せつかれた訳ですが、会員の皆様の御協力を得て一生懸命頑張るつもりです。本年度総務部は、例年の事務的作業や各種連絡事務はもとより、新しく会則等審議委員会を設け全青税の会則等の見直しをやり、現状にあつた会則にしたい。それと各単位税理士会の名簿に入手し組織拡大の一助にした

い。又各部、各単位青税と連絡を

密にして、全青税の幹役として、よ

り一層の努力を以て全青税の組織を

強固にするよう努めますのでよろしくご協力の程お願い致します。

わが全青税の財政もひっ迫した

状態にあり、「連盟債」の発行(?)、

「一般消費税」の導入(?)かと一

瞬間に浮ぶ状態です。この状

態から脱出するためにも本年度の

事業計画にある「全国各地に『青

税の灯』をともし、青税の輪を広

げていく」とが、「国民のため

の税理士制度」をめざし、税理士業界の民主化を実現する力になります。私も執行部の一員として微力ながら全青税をさらに大きく拡げるために努力していくたいと思

います。

最後に全青税の活動を円滑に進めるためには、財源の確保が必要となります。個人会員各位と各単位青税の御協力をねがいいたし

ます。

度点検しなければならないでしょ

う。

団体加入の下地ができるつある

地域とは重点的に接觸し、意見の

交流を行いたいと思います。限られた組織部のエネルギーを分散す

ることなく、一点に集中して、な

んとか組織拡大の実をあげたいと

念じています。各位のご協力を切

り思っています。

### 連 帯 意 識 こ そ

組織部長 鶴田 誠二



### 制 度 問 題 は

山 積 し て い る

法対策部長 益子 良一

税理士法改悪反対運動では、みなさんにご支援ご協力ありがとうございました。

私たちは、新税理士法の施行に伴う会則変更の問題、あるいは私たちは、日常業務にあたえる影響について注意深く監視していく必要があり、また基本要綱の精神にそ

れで新たな税理士法改悪運動を展開するための行動をおこしていく

必要があります。

行なればなりません。

商法改悪問題は、各界の意見調

整も終り、今秋の通常国会に上程

される予定ですので、反対運動の早急な取り組みが必要となつてい

ます。

和歌山では、理由開示をめぐる問題で訴訟がおきており、私たちも支援していく必要があります。

大会宣言でもあきらかなように

問題は山積しています。

私たち青年税理士は、終生の仕事として「税理士」の職業を選びました。

組織部長の大役をお受けしまし

たが、全国的な組織問題はどうと

らえたらしいのか、未だ考えが明確になりません。組織の拡大は、

強い連帯意識が育つて、はじめて

成るものであることを思うとき、

この連帯意識を、共通の目的意識

と、人的交流によって醸成したい

と考えます。その基本となるPR

活動や、地域間の人間関係を今一

## 継続的な研究部活動を

研究部長 田中 育雄

全青の研究活動として、この数年間、年二回のシンポジウムが恒例として行なわれております。この夏と秋の全青シンポジウムは、先輩諸兄の御努力により、毎年多くの参加者を得、全国の仲間の意見交換の場として定着して参りました。

今年度も二回のシンポジウムに取り組み、内容豊かなものにして参りたいと考えております。

長期的な研究テーマを設定し、日常的な部活動で継続的に研究しに散らばっているために、数ヶ月に一回の部会を開くこともむずかしいのが実情ですが、研究部のあ

るべき姿としては、かくありたいと思つております。

また、研究活動のマンネリ化を避けるためには、各単位会よりの御協力が不可欠です。各単位会では、研究活動のスケジュールに当初より全青シンポジウムを組み込んでいただくことが必要かと思われます。そして、更に多くの単位会に、分科会を担当していただきたいと考えております。テーマにつきましても御意見をよせていただきたいと思います。以上「お願い」が多くなりました。部長として、微力ながら努力して参る所存ですので、よろしく御指導、御協力の程、お願い申し上げます。

## 会員相互の交流と親睦を

厚生部長 本多 和蔵

岡山大会は、史上最高の参加者を得て税理士法改正後の青税運動に明るい展望を与えた。改悪税理士法が実際に施行され

前二年間、総務部長を仰せつかり何とか終了してホッとする間もなく、本年も広報部長として全青税執行部の一員となり、会員の皆様の御協力をお願いすることとなりました。

広報の役割は、その時々のニ

りますので、この会の厚生活動は結局各会の厚生活動を集約し交換することと、定期代議員総会の運営を会の目的に合致したものとし併せて、各会会員相互の交流と親睦を深め、全国青税会員の連帯を強めることが、当面の事業活動と考へています。

五十五年度の全国総会は、地利を得た東京で開催されることが既に決っています。東京会の全面的協力を得て、創造的なものにしだいと想います。会員の一層の参加を今からお願いします。

尚、厚生部活動についての御意見をお寄せ頂ければ幸いです。

「税理士法かくたたかえり」  
発刊する!

税理士法改悪反対中央連絡会が中心となって組織した「税理士法改悪反対中央連絡会」の文書委員会が、本年五月以来編集を進めて来たものであり、「新たな斗いへの第一歩を踏み出そう」と呼びかけ、「反対運動を総括し眞の国民のための税理士制度確立のたたかいを継承、発展させよう」としてまとめたも

広報部長 板橋 則雄

る過程で、日税連執行部の欺瞞が明らかになり、税理士業が納税者の立場をはなれては、成り立たないことが、多くの税理士業界の正

あるのではないかと思ひます。

青税の存在価値があるともいうべき、制度問題、論文ばかりでな

く、全青税の特色である、各地の活動報告、或いは四季折々の隨筆面白い話等で紙面を埋めて、皆様が待ち望む内容にしたいと思って居ります。

何といつても皆様の御寄稿が確、迅速に報道するのは当然として、更に全国各地の青税の活動状況、意見等を伝えることに意義があるのではないかと思ひます。

御寄稿が頂けます様お願い致します。

◇ ◇ ◇ ◇

のである。

内容は、反対運動の軌跡、当

時の新聞や、各団体の機関紙、声明、国会議事録等が収録され、更に反対運動に参加した人びとの座談会等も掲載され、豊富な資料集としてだけでなく、今後の展望にも言及したものになつて居ります。

では、去る七月末、昭和五十二年十一月から二月とし六月迄の二年半に亘る、税理士法改悪反対運動の経過をつづった表記の本を発刊した。同書は、当全青税

では、去る七月末、昭和五十二年十一月から二月とし六月迄の二年半に亘る、税理士法改悪反対運動の経過をつづった表記の本を発刊した。同書は、当全青税

では、去る七月末、昭和五十二年十一月から二月とし六月迄の二年半に亘る、税理士法改悪反対運動の経過をつづった表記の本を発刊した。同書は、当全青税

第一分科会

「国民からの期待」について

第一分科会のテーマは「国民から期待」についてであった。

I、税理士法・商法・民法改正について 尾崎一郎(神奈川)  
II、税務行政の民主化のために 斎藤克彦(東京)

III、不公平税制の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則  
(東京) 以上三つのテーマに分け、レジメにあるように、内容の報告と討議を行った。

### I、税理士法改正について

税理士法の改正は、参議院での一部修正を受けて、本年四月八日衆議院本会議で「税理士法改正案」を可決成立させた。この改正案は国民から期待される税理士像とは似て非なるものである。

改正案の検討を①使命②業務③資格及び試験制度④助言義務規定⑤小規業対策等について行い、まず使命は、基本要綱が期待した「納稅者の権利擁護」という根本的な使命の明文化はできず、一部修正についても賛否両論がある。業務は、対象税目が包括規定に改正

されたが、会計業務は現況と後れを取らない。又対象税目拡大による失った部分が大きいのではないか、試験制度は、国税・地方税職員に対する試験科目免除制度が入り、規定とは認めない。また小企業対策行より大幅な後退であり、助言義務規定についても、單なる倫理規定で、社会的地位向上に連がる規定とは認めない。また小企業対策等は、税理士会会則の絶対的記載事項となり、税理士に義務づけられた。このように今回の改正は義務規定のみで、自主権の獲得には程遠い改正であった。

## 二、商法改正について

株式会社の圧倒的多数を占める中小会社にとって、「株式会社の計算・公開に関する改正草案」中会計監査人の監査を受けなければならぬ範囲や業務報告書、付属明細書、計算書類の公示、公開など各項の法制化は、過重荷酔な負担を課されることとなり、我々税理士に与える影響も極めて大である。税理士法改正運動の蔭で、その重要性についての認識や運動面

を助けて財産形成に寄与した者に相続する。貢献の度合に応じた財産を相続できるとするもので、五六年一月一日以降の相続または遺贈により取得する財産に係る相続から適用される。財産形成における配偶者の寄与貢献度を正當に評価した時代の要請による改正である。

## I 税務行政の民主化のために

### 問題提起 憲法第七章「財政」において「租税法律主義」（減法八四条）の規定を設けている。この租税法を実体規定として捕えるだけなく、手続規定として捕え、恣意的な課税権行使を抑制し、国民の基本権を守るべきである。税理士の使命からも、課税庁が行使する質問検査権の正しい認識は、税務行政の民主化のために重要な意義をもつことになる。

#### 税務調査の概念 税務調査は、 調査の性質によって①課税処分②不服審査のための調査等に区分され、調査権行使の時期・受託義務

然範囲に含まれないと考えるべきで、(向)は納税義務者に対する調査で、調査拒否の正当な理由は、理由開示のみでは課税標準等の把握ができる場合に限って、本人の了解を得て、対象者への事前通知、理由開示、その他の手続を経ることが必要と考える。調査について必要があるときは、納税義務は申告によって確定し、確定権は納税義務者の権利であるから、申告が相手に当たらないとき、又は申告していないときにおいてのみ「必要があるとき」と解釈すべきである。

不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英國のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

一般的に不公平と言われているが何と比較して不公平なのか、所得税の場合給与所得者と比較して述べられているようだ。サラリーマンは源泉徴収によって十割完全に捕獲されていると考えられているが、本当に一〇〇%捕獲されているか疑問である。サラリーマンと事業所得者は同じ勤労所得でも中味に相違がある。またサラリーマン間においても、福利厚生面での差は、恩恵に浴している人達とそうでない人達では歴然としているこのような不公平に対し改善に努めなければならない。医師税制については、「一つの意見として、税額負担が絶対額ではむしろ多額であり、収入と比較した場合相対

の立ち遅れが懸念されるが早急な検討と対応が必要である。

の範囲・調査について必要があるとき調査拒否の正当な理由・等色

示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続



③新税理士法下の期待される税理士像

新税理士法により期待される税理士像に変化があるか、あれに如何に対処するか、という問題提起があつた。これに対し、根本的に将米のことはわからない、いま、論じてもはじまらない、という意見が出された。

### 第三分科会

## 「事務所職員からの期待」について

吉田 穣（大阪）

第三分科会は、大阪青税が担当し、次の三項目について報告がなされた。

### 一、事務所職員の教育訓練

(1)はじめに 今回の税理士法改正で「使用者に関する監督義務」規定が新設されたことに伴ない、事務所職員の教育訓練が非常に重要な事となつて來た。

一般企業、殊に大企業では教育プログラムが完備されているが、税理士事務所の教育訓練もその内容は異なるが、大企業にならつて近代的趣向をこらし、事務所にとっても職員にとっても効果があ

るべき意見、経験が発表されたが、全体として、関与先にいかに經營の話をしているか、経営指導中心化はないのではないか、また、意見が出された。

△討論のまとめ／以上、多々傾聴

つた。

### (4)教育訓練の実施について

税理士事務所の教育訓練は、一の論議であった。竹田会員が指摘したように、今後は税理士こそが経営に関するアドバイスをし、関係者も成長発展していくという指摘を裏づける論議であった。

所長のビジョン、職員の採用条件等について詳細な報告がなされた。

**二、賃金と福利厚生**

(1)職場で働くものの共通的心、職場においてくりひろげられるいろいろの行動の中味

1、安定へのもとめ 生活するのに十分な給料、退職後の生活の保障等

2、公正へのもとめ 公正な扱い、適正な給料、合理的な規則や制度等

3、自主のもとめ 公平な扱い、自己裁量の範囲、責任ある仕事をしたい等

4、認識のもとめ 自分の存在を認められたい、周囲の状況をしりたい等

5、活動のもとめ 活動のため、進歩のもとめ

6、進歩のもとめ 開拓のため、進歩のため

7、集団への帰属のもとめ 集団への帰属のため

等職員の立場から見た要望に対しどのように税理士事務所特有の問題等も含め応えて行くかについて、報告の後参加会員の事務所の状況を述べ意見交換した。

**(2)雇用の為の法律上の問題点**

1、労働基準法からの制約 職場に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

2、労働安全衛生法からの制約 事務所の広さ、換気、照度、健康管理等について報告があった。

(3)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

(4)雇用の為の法律上の問題点

1、労働基準法からの制約 事務所の広さ、換気、照度、健康

管理等について報告があった。

(5)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

(6)労働安全衛生法からの制約 事務所の広さ、換気、照度、健康

管理等について報告があった。

(7)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

(8)労働安全衛生法からの制約 事務所の広さ、換気、照度、健康

管理等について報告があった。

(9)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

(10)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

(11)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

(12)就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他

の業種にない特殊性があるということが出来る。

### (3)後継者の問題の内容

後継者が引継ぐ内容は、事務所の資産負債、従業員、顧問先を始めとする対外的信用等であるが、後継者となる者の人柄、事務所の組織が大きな問題となる。

(4)事務所の従業員との関係からみた後継者の問題

所長の子息等身内がなる場合、身内でなく事務所にいる税理士がなる場合、他から税理士を誘致してくる場合によつて異なるが、慎重な対応が望まれる所である。

(5)顧問先からみた後継者の問題

個人的信頼関係が基盤である。

(6)家族の関係からみた後継者の問題

子息、身内がなるのが理想であるが、その他の場合もあり、引継ぎ時の約束が最も大事である。

(7)後継者の問題の展望

個人企業的思考を捨てる事、事務所を組織体と考え方活性をもつて運営し、従業員に対する管理能力及び顧問先等対外的信用を守り發展させしていく事が大事である。

(8)後継者の問題は、税理士事務所

ばかりでなく全ての事業を営む者

と共に、会員各位の研鑽の一助になれば幸いである。

△討論のまとめ／以上簡単に記したが、重要なテ

ーマであり、今後更に研究すると

## 全 国 青 年 税 理 士 連 盟 規 約

- 第1条** 本会は全国青年税理士連盟と称する。
- 第2条** 本会の目的は、下記の通りとする。
- 一 税理士制度の発展強化
  - 二 会員相互の研修及び親睦
  - 三 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第3条** 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。
- 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。
- 第4条** 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷5—20—11 シルバービルにおく。
- 第5条** 本会に次の役員を置く。
- 一 会長 1名
  - 二 副会長 若干名
  - 三 理事 100名以内
- 第6条** 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行ふ者を定める。
- 第7条** 本会に会計監事5名以内を置く。会計監事は会計を監査し、代議員総会に報告する。
- 第8条** 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。
- 但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第9条** 本会の会議は定期代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。
- 理事会は役員をもって構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもって構成する。
- 2 定時代議員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。
- 第10条** 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。
- 常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 第11条** 代議員、役員及び会計監事の選出方法は別に定めるところによる。
- 第12条** 会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。
- 第13条** 本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。
- 第14条** 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日までとする。
- 第15条** 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。
- 第16条** 前条の会費は、1名につき年額4,800円とする。但し中途入会者は月額400円として入会の月より徴収する。
- 本会の規約の改正については理事会が発議し、代議員総会の議を経て行なう。

### 代議員選任規程

- 第1条 (選任の対象)** 本会の代議員は会員の中から選任する。但し、役員及び会計監事は代議員になることができない。
- 第2条 (選任の方法及びその数)**
- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数3名と更に会員数15名につき1名とする。  
但し個人加入会員については10名につき1名とする。
  - 2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし、定期代議員総会終了の日から1ヶ月以内に選任するものとする。
- 第3条 (任期)** 代議員の任期は、次期代議員選任の日までとする。  
但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。
- 第4条 (補充)** 代議員の欠員については、3ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

### 役員選任規程

- 第1条** 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。
- 第2条** 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員10名以上の推薦を得た者を役員候補者とする。
- 2 一の役員の候補者となった者は同事に他の役員の候補者となることができない。
- 第3条** 会計監事の選出方法は本規程を準用する。  
但し、役員は会計監事になることができない。

### 慶弔規程

<b>第1条 死亡</b>	<b>会 員</b>	10,000円及び花輪
	<b>配 備 者</b>	5,000円
<b>第2条 火 災</b>	<b>全 燃</b>	5,000円
<b>第3条 病 気</b>	1カ月超	5,000円
<b>第4条 風水害</b>		5,000円以内

#### (実施要領)

- 1 傷害疾病は、入院またはこれに相当する加療中のものとする。
- 2 火災は、会員の事務所または自宅を対象とする。
- 3 風水害は、会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。
- 4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。